

原安第 17号

平成23年4月15日

玄海原発プルサーマル裁判の会 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する公開質問状に対する回答について

2011年3月25日付けで提出のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

佐賀県知事に対する公開質問状に対する回答

(1) 先日、知事発言として、原子力発電抜きにして（火力・水力・その他の発電によっては）、日本及び特に九州のエネルギー需要には対応できないので見直しは必要であるが、継続すべしと発表されていますが、その理由及び数値的根拠をお示し下さい。

(答)

九州電力からは、現在九州内の42%の電気を原子力発電でまかなっており、これが全てなくなれば、供給力不足による計画停電の可能性もあると聞いています。

具体的には、九州電力の発電能力は、(休止中の発電所や他社からの受電も含めて)最大で2,294.5万kWであり、このうち原子力発電による発電能力525.8万kWを除いた最大の発電能力は1,768.7万kWです。

これに対し、過去の最大電力のピークは1,771.4万kWと、原子力発電所を除いた発電能力を超えています。

さらに実際には、火力発電所等でも法定点検や補修による運転停止、燃料調達の限界などがあることを考慮すると、かなりの供給力不足になることが想定されると考えています。

(2) 24日午後5時の九州電力のプレスリリースによれば、2号機3号機の運転を延期するとの発表がありました。何故、前言を翻して延期したのか？何故、2号機と3号機なのか？また、いつまで延期するのかお答え下さい。何の理由も示さないことは、事業者としての説明責任を放棄しているもので、佐賀県は九州電力にその事を求める行政的責任があります。佐賀県は、県民が納得できるように、以上3点をご説明下さい。

(答)

九州電力では、福島第一原子力発電所の事故が安定していないこと、国が原子力発電所の安全対策の方針などを検討していることから、定期検査のため運転停止している2号機及び3号機について、自主的な判断として、運転再開時期を延期したと聞いています。

こうした内容については、九州電力社長が自ら記者会見で明らかにされているところです。

(3) また、3号機は、粗悪 MOX 燃料の混在している疑惑も安全立証されていません。関西電力が不合格とした粗悪品の MOX 燃料を使っている可能性が高く、その事を佐賀地裁に訴えています。福島原発3号機もプルサーマル炉だったが故に、今、危険性が現実に進行中です。それを踏まえれば、私達は単なる延期で済まされるものではなく、玄海原発プルサーマルの運転は永久に中止すべきものと思いますが、ご意見をお述べください。

(答)

九州電力で使用しているMOX燃料については、法令に基づく厳正な審査、検査が行われており、粗悪品が混在しているとは考えておりません。

今回の事故について国は、想定外の津波により原子炉の冷却等に必要な電源が失われたこと、使用済燃料貯蔵プールに冷却水を補給できなかったことなどが原子力災害の直接的原因としています。

プルサーマル運転を実施していない福島第一原子力発電所1、2、4号機においても同様の事態が発生しており、原子力発電の安全対策全体の問題だと考えています。

いずれにしても現時点においては、事故の収束に向けた取り組みが最優先だと考えています。

(4) 原発緊急避難防災について、福島原発で国（保安院や自衛隊）の避難指示及び誘導対応に住民は右往左往させられ、福島県佐藤知事や南相馬市桜井市長から抗議声明が出ています。原発震災下で、圏外避難や屋内避難の誘導問題で混乱を起こし、今この時、被害地から次々と人命の救助を求められています。佐賀県では、この度の福島原発事故を受けて、防災計画の見直しを発表されていますが、具体的にお示し下さい。

(答)

県では、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、地域防災計画の見直しが必要になると考えています。

事故は、まだ収束の方向にあるとは見えず、現時点では、国や東電等による事故の収束

に向けた取組みが最優先だと考えています。

事故収束後、直ちに国に対し、今回の事故の原因究明と今後どのような対策が必要なのかをきちんと検証し、原子力災害対策にかかる課題と今後講じるべき対策を明らかにすることを求めていると考えています。

県では地域防災計画に関する情報を収集・分析し、計画の見直しの検討を行っていきたいと考えています。

- (5) 玄海原発1号機は、日本一危険な原子炉圧力容器とされています。運転開始より36年を経て老朽化し、監視試験によって脆性遷移温度が98℃になっていることです。これは、緊急の冷却によって、脆化した原子炉圧力容器が割れてしまうことを示しています。今般、県知事に3期目の立候補をされるとのこと、そのマニフェストに「安心、安全」をトップに掲げておられるのならば、1号機老朽化の問題は、県民の前で当然明らかにすべきものです。その説明の場を設けることを約束されますか？又、それまで1号機を停止させるべきだと思います。お答え下さい。

(答)

原子力発電所は、営業運転開始から30年を経過する日までに、60年間の運転を仮定して、技術的な評価を行うとともに、その間において安全に運転を行うために実施する対策を明らかにし、それを10年ごとに見直すことが法令で義務付けられています。

この技術的な評価においては、原子炉圧力容器の中性子照射脆化を含めた評価がなされており、「中性子照射脆化が機器の健全性に影響を与える可能性はない」とされているところです。

玄海1号機の高経年化技術評価では、60年間運転した場合の脆性遷移温度の予測温度は「91℃」であり、これは、新たに設置されるプラントに対する要求基準の93℃を満足しています。

- (6) 今回の福島原発の事故は、第一原発4号機～6号機が定期検査中に起こりました。

多くの作業員が今もなお危険に晒られています。その中、停止中であった4号機

の使用済み燃料プールの温度が上昇し続けプールの水は蒸発し、最も危険な状態を作っています。プールに安全余裕が十分に確保されていることが必要ですが、玄海原発で計画実行されようとしているリラッキングは、使用済み燃料をぎゅうぎゅう詰めにして倍量を収めようとする安全を無視する方法だと思えます。危険な使用済み燃料を玄海に長期間保管することを住民は納得しておりません。これらの事を正確に市民に説明する場を設ける必要があり、それまで玄海原発を停止させるべきだと思いますが、ご意見をお述べください。

(答)

今回の福島第一原子力発電所事故においては、原子炉及び使用済み燃料貯蔵プールの冷却が十分にできなかったことなどが、放射性物質の放出を伴う大きな事故につながったとされています。

このため国は、原子力発電施設を有する電力会社に対して、通常及び非常用として現在備えられている電源や冷却機能が全て喪失したとしても、使用済み燃料貯蔵プールの冷却が確保できるようにすることなど、緊急安全対策の実施を指示しています。

県としては、九州電力に対して、緊急安全対策の厳正な実施を求めるとともに、国による厳格な確認を求めています。

いずれにしても、九州電力の使用済み燃料貯蔵プールのリラッキングについては、まずは、今回の事故も踏まえて、国による安全確認がなされる必要があると考えます。

そのうえで、国や九州電力に対しては、県民の皆さんに対する、丁寧かつ、分かりやすい説明を行うよう求めていきます。

(7) 福島原発事故は、私たちの想像をはるかに超える大惨事となってしまいました。

この事故を一時も早く終息させるために被曝覚悟で現地に入り、原発内で決死の修復作業を余儀なくされた人が今もたくさん存在する中、24日重症被爆者が発生し入院されました。原発事故は被曝犠牲者無くしては止めることができません。それでも原発は必要と言われますか。解決策をお答え下さい。

(答)

福島第一原子力発電所について、現在国、電力、原子力の専門家などが総力を挙げて事故の対応を行われています。

難しい作業環境や危険が予想される中であっても、作業員の方々の安全の確保はきちんと行われるべきと思います。今回、不幸にして被ばくする方が発生したことに対してはあってはならないことだと思います。こうしたことから、作業員の安全確保に向け原子力安全・保安院が指示を出したと聞いています。